

市内の空き家情報をお寄せください

都留市空き家バンク開設!!

市では、市内の空き家を有効活用し、定住促進や地域の活性化を図るため、「空き家バンク」を開設しました。

この事業は、空き家を所有する方で、売却や賃貸の希望がある方に空き家バンクに登録していただき、市ホームページに掲載して、空き家を購入したい方や借りた方に情報を提供するものです。市内に空き家をお持ちの方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします(概略図をご参照ください)。



手続きの流れ

- ①売却や賃貸を希望される空き家の所有者は、空き家バンク登録申込書と誓約書に必要事項を記入して、申し込みください。
- ②担当職員が空き家にお伺いし、所有者立ち会いのもと写真撮影(外観・屋内)や現地調査を行います。所有者の立ち会いが難しい場合は、屋内の写真を提供してください。
- ③空き家の情報を市のホームページに掲載します。
- ④所有者に空き家バンク登録決定通知書を送ります。
- ⑤登録内容に変更が生じた場合や登録を抹消したい場合は、空き家バンク登録事項変更・抹消届出書を提出してください。
- ⑥ホームページに掲載された空き家を購入または賃借したい方(利用希望者)は、空き家利用申込書と誓約書に必要事項を記入して、申し込みください。

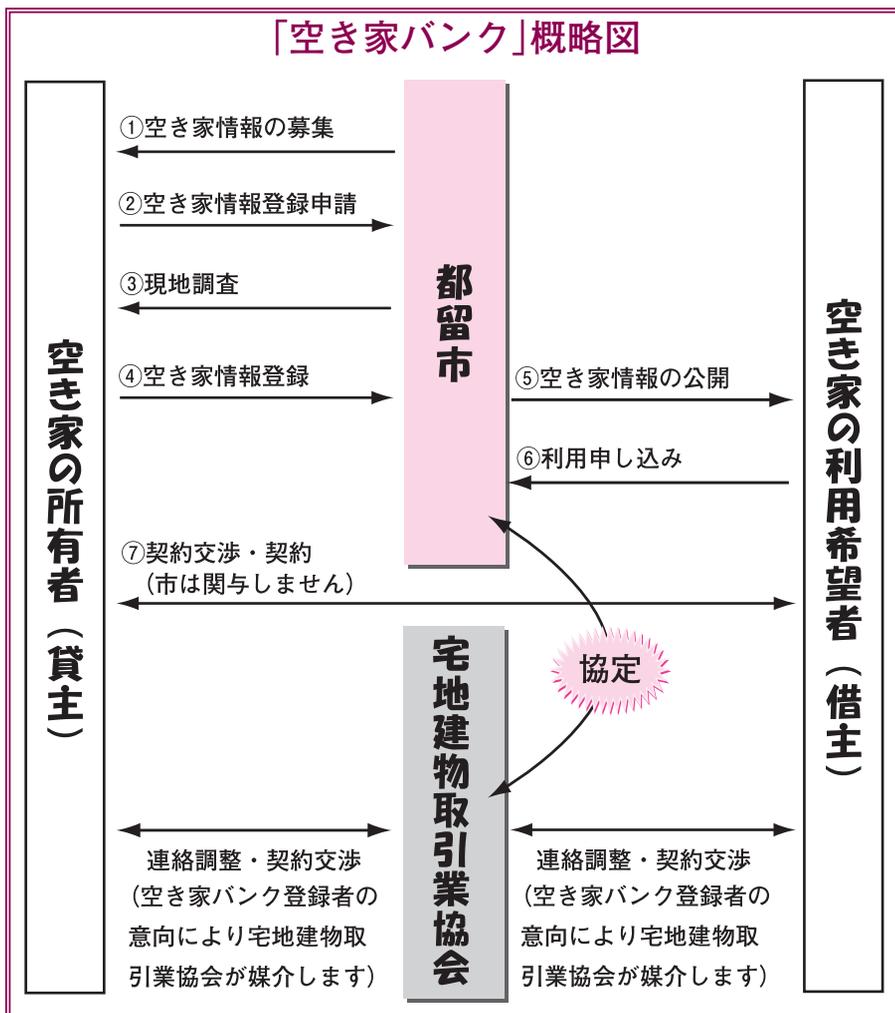
⑦空き家利用希望者の申し込みがあった場合、登録者に通知しますので、登録者は利用希望者に回答し、当事者間で連絡を取り合い、交渉や契約をお願いします。

※空き家バンク登録者の意向により宅地建物取引業協会が媒介をする場合は、宅地建物取引業協会と空き家バンク利用者との交渉や契約になります。

注意事項

- 市は所有者、利用希望者に対して情報提供のみを行います。交渉や契約などの斡旋や仲介は行いません。また、交渉や契約などに関するトラブルについても市は関与しませんので、当事者間で解決をお願いします。
- 登録を申し込まれた空き家にかかる固定資産税などが滞納されている場合は、登録をお断りすることがあります。

「空き家バンク」概略図



○空き家の購入や賃借を希望できるのは、市外に居住する方で、自身が都留市に定住または滞在する目的に限ります。

○空き家の購入や賃借に際して、農地法などの法令に基づく制限を受ける場合や各種手続きが必要な場合がありますが、当事者間において対応をお願いします。

申込・問合先 産業観光課 商工観光担当

空き店舗の情報が市ホームページで閲覧できます

市では、市内の空き店舗情報を市ホームページに掲載しています。

注意事項

- ①市は、空き店舗の情報を掲載し、情報の提供をするもので、物件の仲介・斡旋などはしません。
- ②市は、情報の提供または照会をすることにより利用者が被った損害などについては、責任を負いません。

問合先 産業観光課 商工観光担当